

「甲賀市第 4 次障がい者基本計画・第 8 期障がい福祉計画・
第 4 期障がい児福祉計画」の策定について

1. 策定の趣旨

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき、国が示す基本指針に即して、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供量の見込み及びその確保のための方策等を定めるものです。

本市における現行の「第 3 次障がい者基本計画・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」の計画期間が令和 8 年度で終了することから、関連計画等との整合連携を図りながら、次期計画となる「甲賀市第 4 次障がい者基本計画・第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ（法的根拠等）

- （1）障害者基本法第 11 条第 3 項に定める障がい者基本計画と、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める障がい福祉計画、児童福祉法第 33 条 20 に定める障がい児福祉計画にあたる策定が義務付けされた法定計画で、これらを一体の計画として策定します。
- （2）第 2 次甲賀市総合計画基本計画（第 3 期）の重点目標「若者・子育て世代に選ばれるまち」の施策「障がい福祉の充実」を実現するための分野別計画となります。

3. 計画期間

第 4 次障がい者基本計画	令和 9 年度から令和 14 年度までの 6 か年計画
第 8 期障がい福祉計画	令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 か年計画
第 4 期障がい児福祉計画	令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 か年計画

4. 策定方針

- （1）国の基本指針を踏まえ、本市の障がい福祉を取り巻く現状や課題を整理し、地域で安心して暮らし続けられるための支援体制を構築する方向性を示します。
- （2）現計画の評価を踏まえ、障がい福祉サービスの円滑な提供体制の確保を目指します。

- (3) 障害者基本法第36条第4項の規定に基づき設置する附属機関の甲賀市障害者施策推進協議会で意見聴取や協議を行い、市民や関係者の意見を反映しながら計画策定を進めます。

5. 市民参画

課題や必要となる福祉サービスの把握・分析等を行うため、アンケート調査を実施するとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取し、その意見を考慮して策定を進めます。